

・幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

- ・平成26年度～ 毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
- ・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ）
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
- ・平成30年10月15日 国と地方の協議の場
- ・平成30年11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議
- ・平成30年12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議
- ・平成30年12月17日 国と地方の協議の場
- ・平成30年12月25日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回）
- ・平成30年12月28日 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
- ・平成31年2月14日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回）
- ・令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立

幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費:312億円 (国:104億円、 地方:208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算 公費:189億円 (国:60億円、 地方:129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費:382億円 (国費:126億円、 地方:256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算 公費:69億円 (国費:24億円、 地方:45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費:56億円 (国費:21億円、 地方:35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

(参考)平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 施設型給付を受けない幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合(国1/3、市町村2/3)
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合(市町村10/10)。 地方交付税措置

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
施設型給付を受けない幼稚園等については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
開始年齢 ... 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。
3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
保育の必要性の認定
預かり保育は子ども・子育て支援法の一部の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
 - ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
 - ・ 都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：特定教育・保育施設… 現物給付を原則。施設型給付を受けない幼稚園等… 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等… 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

幼児教育・保育の無償化（概要）

生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点を鑑み、「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、令和元年10月より実施。

- 3～5歳の保育所等の利用料の無償化等を実施（下記参照）。対象人数は約300万人。
- 財源は、国と地方で適切な役割分担をすることが基本であり、消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保。（令和4年度予算は事業費8,858億円（公費））
- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議（知事会・市長会・町村会から推薦された首長等がメンバー）を継続して実施。

<無償化前>

施設等の種類	認定区分		歳児クラス	保育料 (月額)
特定教育・保育施設	教育 保育 給付	1号	3歳～5歳 (施設型給付を受ける幼稚園、 認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)
		2号	共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
		3号	共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)
私学助成園等			3歳～5歳 (施設型給付を受けない 幼稚園等)	所得に応じて還付 (最大25,700円)
認可外保育 施設等			共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収
			共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収

<無償化後>

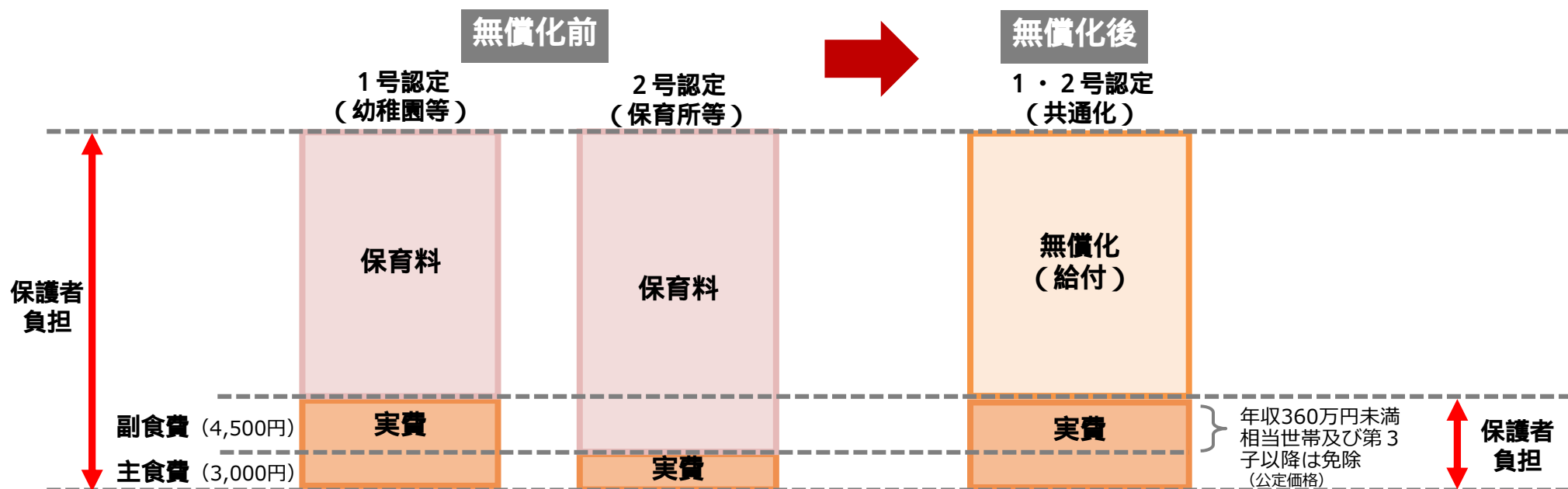
認定区分		保育料 (月額)	+	預かり保育事業等利用料 (月額)
教育 保育 給付	1号	所得にかかわらず 0円(不徴収)		+
	2号	所得にかかわらず 0円(不徴収)		
	3号	市町村民税非課税世帯は 0円(不徴収)		
施設等 利用 給付 (新設)	1号	所得にかかわらず 25,700円を上限に給付 保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担	+	所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 共働き家庭等の場合のみ
	2号	所得にかかわらず 37,000円を上限に給付 保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担		
	3号	市町村民税非課税世帯は 42,000円を上限に給付 保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担		

預かり保育事業を実施していない場合や十分な実施水準ではない場合、預かり保育事業利用料の残額の範囲で認可外保育施設等の利用が可能

幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
 - さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降とする。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

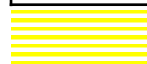



副食費の免除対象の範囲


年収360万円未満相当（1号：第Ⅲ階層、2号：第Ⅳ階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

・1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降


 これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲


 これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

 今回、新たに副食費を免除する範囲

・2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

 これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

 今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

議論の前提

認可外保育施設が無償化の対象となるには、**都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要**。ただし、経過措置として**5年間の猶予期間**を設定（この間は届出さえなされていれば無償化の対象となる）

この措置については、改正附則において、無償化施行後2年後を目途に、認可外保育施設の無償化の**実施状況を検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる**旨が定められている。

<主な状況>

・国の指導監督基準を満たせていない施設は約4割、認可施設への移行を希望しない施設は約7割、届出施設数は約19,000か所、利用児童数は約24万人。

検討の方向性

上記の前提を踏まえ、今後、認可外保育施設の**質の向上に向けて、速やかに講ずるべき対応策**について検討。

<検討視点>

都道府県等に対して届出された全施設について、当該都道府県等による基準適合判定が可能な状況を実現するため、どのような対応が必要か
認可外保育施設の質の維持・向上に向けて、指導監督基準の内容、指導監督体制、劣悪な施設への対応策、認可外保育施設や都道府県等に対する必要な支援のあり方等といった観点から、どのような対応が必要か

課題と対応策

検討視点ごとの課題と対応策

検討視点 の関係

地方自治体の体制

限られた人員体制の中で業務負担を軽減する方策の検討

巡回支援指導員による立入調査等の**業務範囲の明確化と活用事例等の周知**

認可外保育施設に対する指導監督に関する知識等を効率的に習得できる方策の検討

Q&A、分かりやすい資料(映像資料等)の作成

基準適合判定の在り方

現行の指導監督指針を踏まえた効果的・効率的な基準適合判定が可能となる方策の検討

現行指針の改めでの周知、**書面調査用のチェックシート**の**ひな形**などの作成・周知

検討視点 の関係

指導監督基準適合に向けた支援

認可移行を希望しない施設が指導監督基準を満たすことができるよう支援の在り方を検討

一定条件の下（注）、**認可移行等を要件としないで、時限的に（令和6年度まで）、施設の改修・移転費、保育士の資格取得等に対する支援**を実施

（注）都道府県と市町村とが、支援の必要性を認めて支援計画を作成した施設など

質の低い施設に対する措置

どのような形で、改善勧告等の措置について、各地方公共団体間で情報共有を図っていくべきか検討

事例集の作成、公表・共有に係る**関係規定の整備**

1. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査について

(1) 都道府県と市町村の役割について

法第7条第10項各号に定める子ども・子育て支援施設等は、

施設の設置や事業の開始にあたり、学校教育法や児童福祉法に基づき、都道府県に認可や認定の申請又は届出を行う。

そのため、都道府県は

認可・認定、届出を受理した施設等に対して、学校教育法や指導監督基準等に基づき、指導監督や立入調査等を実施
基準遵守の観点から各法令・通知等に基づき指導監督・立入調査・報告徴収・検査等を実施（これまでと同様の役割）

子ども・子育て支援の提供にあたり、子ども・子育て支援法に基づき、市町村に確認の申請を行い、確認を受ける。

市町村は

確認した施設・事業に対して、設置に関する基準(法第58条の4第1項)と運営に関する基準(第2項)について指導し監査を実施
ただし、設置に関する基準については、都道府県が指導監督等を実施するため、市町村は主に運営に関する基準について指導監査を行う。
指導...法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づく
監査...法第58条の8第1項に基づく

子ども・子育て支援施設等 (法第7条第10項)	都道府県 上段：認可・認定、届出の受理 下段：指導監督や立入調査等の基準	市町村 上段：設置に関する基準（法第58条の4第1項） 下段：運営に関する基準（法第58条の4第2項）
幼稚園・特別支援学校	認可：学校教育法第4条第1項 基準：学校教育法第3条	設置基準：学校教育法第3条 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
認可外保育施設	届出：児童福祉法第59条の2第1項 基準：認可外保育施設指導監督基準	設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条 (認可外保育施設指導監督基準に定める内容) 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
認定こども園で実施する 預かり保育事業	認可：認定こども園法第17条第1項 認定：同法第3条第1項若しくは第3項 基準：児童福祉法施行規則第36条の35第1項	設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条の2 (児童福祉法施行規則第36条の35第1項に定める内容) 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
幼稚園又は特別支援学校で 実施する預かり保育事業	認可：学校教育法第4条第1項 基準：児童福祉法施行規則第36条の35第1項	設置基準：児童福祉法施行規則第36条の35第1項 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
一時預かり事業	届出：児童福祉法第34条の12第1項 基準：児童福祉法施行規則第36条の35第1項	設置基準：児童福祉法施行規則第36条の35第1項 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
病児保育事業	届出：児童福祉法第34条の18第1項 基準：病児保育事業実施要綱	設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条の3 (病児保育事業実施要綱に定める内容) 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
子育て援助活動支援事業	届出：社会福祉法第69条第1項 基準：子育て援助活動支援事業実施要綱	設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条の4 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条

1. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査について

(2) 都道府県と市町村の連携について

同一の特定子ども・子育て支援提供者に対して、複数の法令や基準等の内容が密接に関連することが見込まれることから、都道府県及び市町村は相互に連携して対応する等、効率的・効果的に実施するよう努められたい。

適切な特定子ども・子育て支援の提供のためには、これら施設等における安全確保が必要不可欠である。このため都道府県が行う指導監督や立ち入り調査等は、今後も大変重要なものであるが、市町村が指導等において、都道府県よりも先に重大事故の発生又は子どもの生命・心身への重大な被害が生じる恐れがある状態を発見した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努められたい。

(3) 市町村の指導監査について

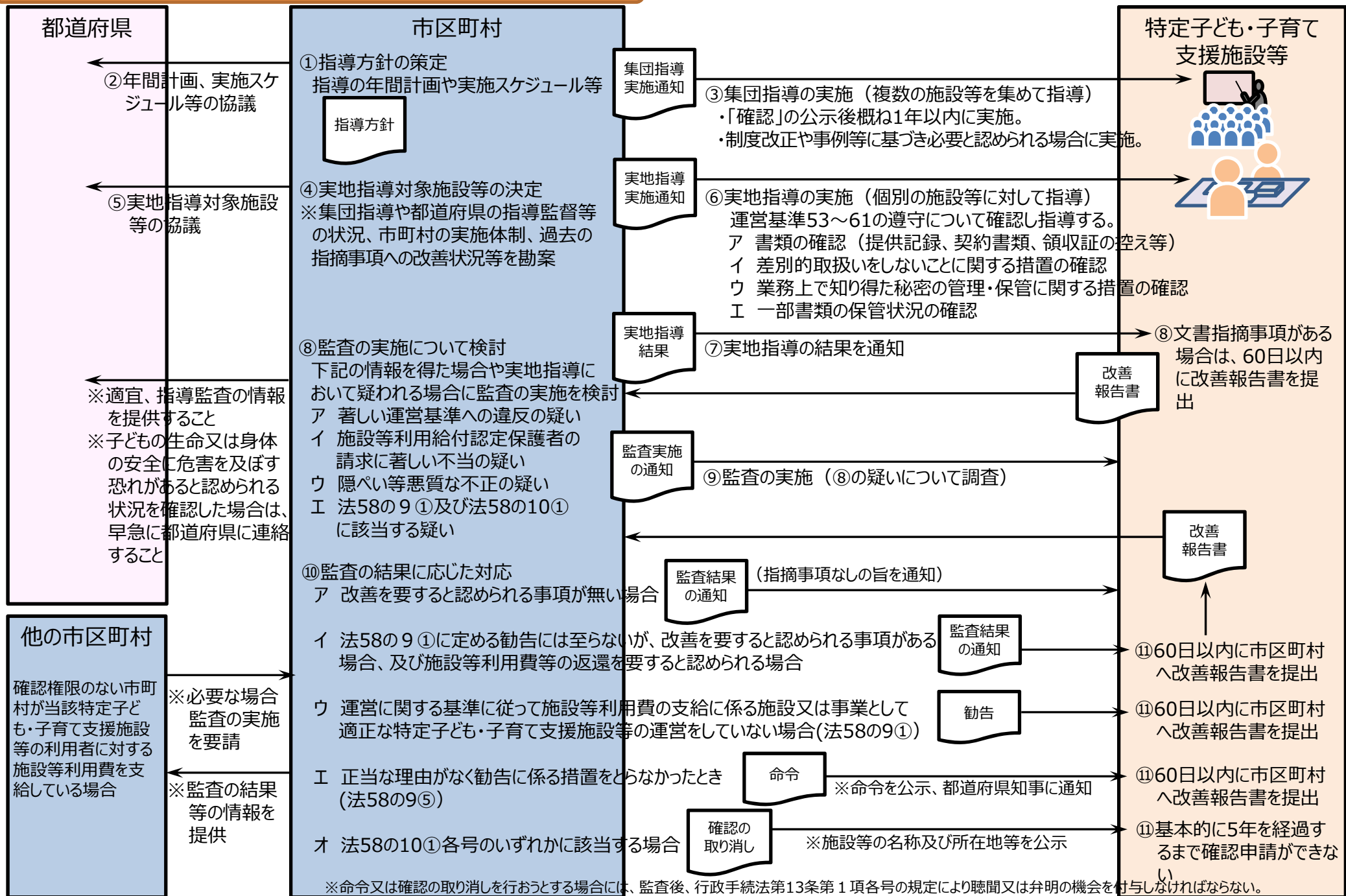
	目 的	法令の根拠	市町村が実施すること	指 針
指導	特定子ども・子育て支援施設等に「運営基準」を遵守させ、市町村における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。	法第30条の3において準用する 法第14条第1項	特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条～第61条の規定の内容について集団指導・実地指導により周知徹底し、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。	特定子ども・子育て支援施設等指導指針
監査	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第53条～第61条	法第58条の8第1項	運営基準への違反等の情報があった場合や、実地指導の結果により、特に必要と認める場合に監査を実施する。	特定子ども・子育て支援施設等監査指針

市町村の指導監査は、令和2年度から実施することとしている。

集団指導は、市町村が新年度開始前に、特定子ども・子育て支援施設等に対して、幼児教育・保育の無償化事務の実施方法や、施設等の運営に関する基準の遵守等について、講習等の方法により実施することとしている。

1. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査について

(4) 市町村における指導監査の流れ



2. 特定子ども・子育て支援施設等指導指針

(1) 指導方針

市町村は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条～第61条の規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため、計画的な指導を実施すること。

年間計画等の策定・・・特定子ども・子育て支援施設等に対する指導の年間計画や実施スケジュールの策定
指導結果の通知・・・手段、時期、指摘事項への改善指導、改善結果の確認方法等の明確化と着実な実施（公表含む）

(2) 指導の手法

集団指導と実地指導を行うこと。

(3) 実施体制

- ① 実地指導は、幼児教育・保育の無償化・会計に係る知識と経験を有する者を含めること。
実施指導の対象件数と実施スケジュールに応じて、同時に複数箇所への実施が必要な場合が生じることに留意すること。
実地指導に十分な体制が確保できない場合は、限られた体制においても全ての実地指導ができるよう、事前に提出を受ける書類を庁内で十分に検査するために人員と期間を用意する等の対応をとること。
実地指導は、都道府県の指導監督や立入調査等と合同で実施するように努めること。
新制度移行済み幼稚園及び認定こども園が実施する預かり保育事業に対する実地指導は、幼稚園及び認定こども園に対する施設型給付についての実地指導の際に行うなど、効率的に実施すること。

(4) 監査への変更

実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに確認監査を行うことができる。

特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合

特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合

意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(5) 都道府県への情報提供

市町村は、上記(4)～に該当する状況を確認した場合は、都道府県に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果、改善報告の内容について情報提供を行う（政令指定都市、中核市の場合も含む）こと。

実地指導中に、子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると認められる状況を確認した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努めること。

3. 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

(1) 監査の実施・目的

監査は、次の から までに該当する情報があり、特に必要があると認める場合に実施すること。また、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うことが適切な場合があることに留意すること。

特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合

特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合

意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」の「7 監査への変更」に基づき、監査に移行した場合も含む

監査を実施する目的は、市町村長が事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることであること。

(2) 監査の方法等

詳細は次のページ

(3) 他の市町村との情報共有

確認権限のない市町村が当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、上記(1)の情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると考えられるときは、確認権限のある市町村に当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。

確認権限のある市町村が、上記の要請を受けて、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合は、監査結果や改善報告書等について、要請を行った市町村のほか、特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している市町村にも情報提供を行う。

(4) 都道府県への情報提供

市町村は都道府県に対して、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行うこと。
(政令指定都市、中核市の場合も含む)

3. 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

監査の手順	説明
実施通知	<p>監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を第1号様式により設置者等に対して通知すること。</p> <p>ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りではない。</p>
結果通知	<p>監査の結果、法第58条の9第1項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合、及び施設等利用費等の返還を要すると認められる場合は、第2号様式によりその旨の通知を行うこと。</p> <p>なお、改善を要すると認められる事項が無い場合は、第3号様式により通知を行うこと。</p>
改善報告書の提出	<p>第2号様式により通知した文書指摘事項については、通知から60日以内に第4号様式により改善報告を求めること。</p>
行政上の措置	<p>① 勧告</p> <p>市町村長は、法第58条の9第1項に基づき、次のアからウまでに該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。</p> <p>ア. 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合</p> <p>※市町村長は、幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）が設置基準及び一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、都道府県知事に通知しなければならない（法第58条の9第2項及び同条第3項）。</p> <p>イ. 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合</p> <p>ウ. 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合</p> <p>勧告は、原則として第5号様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に勧告から60日以内に第4号様式により改善報告書を提出させること。</p> <p>なお、当該特定子ども・子育て支援提供者が期限内にこれに従わなかったときは、市町村長は、法第58条の9第4項に基づき、その旨を公表することができる。</p>

3. 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

監査の手順	説明
行政上の措置	<p>② 命令</p> <p>市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第58条の9第5項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。</p> <p>命令は、原則として第6号様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に命令から60日以内に第4号様式により改善報告書を提出させること。</p> <p>なお、市町村長が命令を行ったときは、法第58条の9第6項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った都道府県知事等に通知しなければならない。</p> <p>③ 確認の取消し等</p> <p>市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。</p> <p>また、市町村長が確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第3項の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示しなければならない。</p>
聴聞等	<p>監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号に該当する場合を除く。）。</p>